

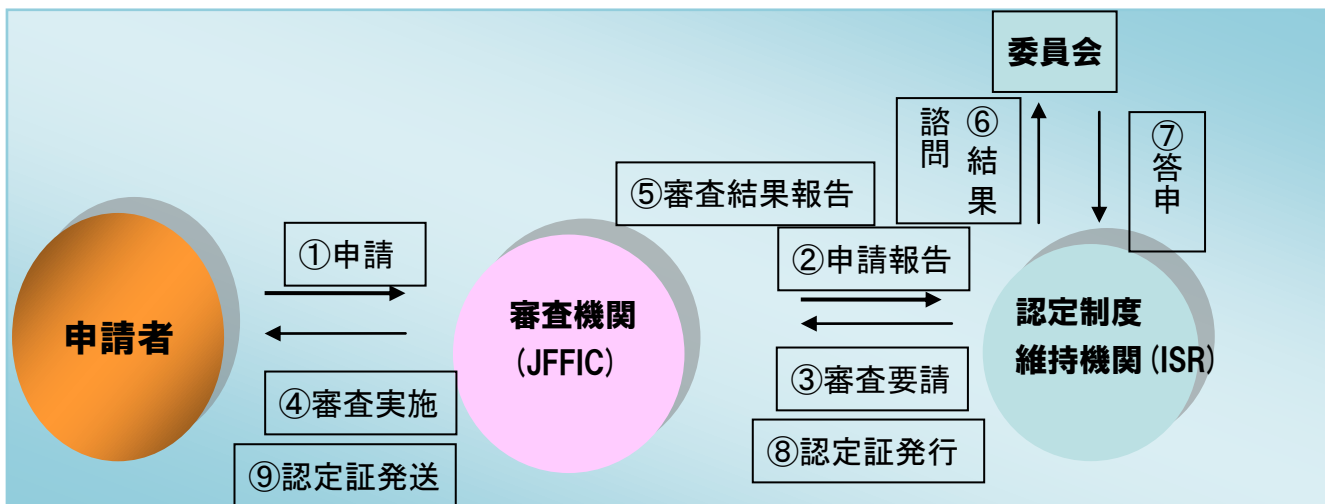
食の信頼第三者認定制度「メニュー表示等の食品表示に関する認定サービス」

～ メニュー表示認定制度の概要とこれまでの弊社の取組み ～

一般財団法人日本冷凍食品検査協会（本部：東京都港区、理事長：前田重春）と株式会社アイ・エス・レーティング（本社：東京都中央区、代表取締役社長：三好眞）は、『食の信頼第三者認定制度 表示認定制度』のサービスを平成26年12月1日より開始致しました。

『食の信頼第三者認定制度 表示認定制度』とは、ホテル・レストラン等の外食事業者が作成したメニュー等の食品表示が正しい仕組みで作成され正しく表示されていることを、客観的に確認し、認定基準に適合した施設に対して認定書を発行し、HP上で公開することにより『食』に対する消費者の信頼向上に寄与することを目的としています。

認定制度の概要

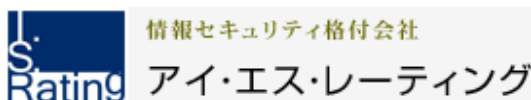


種類	概要	更新期間
認定サービス	審査機関が認定基準に基づき審査を行い、その結果について委員会が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証を交付し、依頼者が希望した場合HPに公開する。	有効期限3年 更新可能
診断サービス	審査機関が認定基準に基づき確認を行い、その結果を依頼者に報告し、依頼者が希望した場合HPに公開する。なお、認定可否の判定は行わない。	更新不可

※一般財団法人日本冷凍食品検査協会（以下、JFFICと略す）とは、“食の安全と安心を守る総合食品検査機関”として、試験・検査・品質保証を3本柱として、お客様の多様なニーズに対応しています。 <http://www.jffic.or.jp>



※株式会社アイ・エス・レーティング（以下、ISRと略す）とは、「格付」という中立・公平で信頼できる第三者機関として設立された情報セキュリティの分野で世界初の民間格付会社です。 <http://www.israting.com>



食の信頼第三者認定制度 表示認定制度要綱（抜粋版）

（表示認定制度の目的）

第1条 食の信頼第三者認定委員会（以下、「委員会」という。）は、ホテル・レストラン等の外食産業事業者が作成したメニュー等の食品表示が、正しい仕組みで作成され正しく表示されていることを、客観的に確認し、認定基準に適合した施設に対して認定証を発行する。又、HP上で公開することにより、「食」に対する消費者の信頼向上に寄与することを目的とする。

（対象とする施設及び食品表示）

第2条 対象とする施設及び食品表示は、ホテル・レストラン等の外食産業事業者（以下、「事業者」という。）が作成したメニュー、それを補助する掲示及びその施設で販売する容器包装された商品の表示とする。

（審査機関及び認定制度維持機関の責務）

第4条 審査機関及び認定制度維持機関は、委員会の決定事項を理解し、本制度の維持向上に努めるとともに、本制度を事業者及び消費者に正しく伝達しなければならない。

2 審査機関及び認定制度維持機関は、公平性、独立性、透明性の確保に努めること。

（認定事業者）

第5条 この要綱に従い申請し、基準を満たしていると認定された施設を、表示認定制度認定事業者（以下、「認定事業者」という。）という。

（認定事業者の責務）

第6条 認定事業者は、常に食品表示に関心を持ち、認定基準にそった食品表示に努め、消費者の信頼向上に努めなければならない。

（施設の審査）

第8条 審査を希望する施設は、審査機関に所定の様式で申請を行うこと。

2 審査機関は『表示認定制度 実施マニュアル』に沿って審査、手続き等を行うこと。

（認定の可否）

第9条 認定事業者は、認定審査あるいは更新審査の結果において、次の各号を全て満たしていなければならない。

- (1) 基準の総合評点が80点以上であること。
- (2) 重大な表示違反がないこと。
- (3) その他委員会が重大と認めた事項の違反がないこと。

（有効期間及び更新審査）

第10条 認定事業者の有効期間は、委員会が認定をした日より3年を基本とする。

2 委員会は、審査内容を勘案し、有効期間を短縮することができる。

3 認定の有効期限から起算し6ヶ月前より、更新審査を受審することができる。

（認定の取消し）

第12条 委員会は、認定事業者が次の各号の一つに該当すると認めるときは、認定を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 当該認定事業者が認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 当該認定事業者が営業を中止するとき。等。

(認定事業所への立入り)

第13条 委員会は、前項に抵触する疑義がある場合、当該認定事業者への立入調査を行うことができる。
認定事業者は、正当な理由がない限り、この立入調査を拒否することはできない。

2 委員会は、立入り調査を審査機関等に委託することができる。

(変更の届出)

第14条 認定事業者は、認定書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、定められた様式を審査機関に提出しなければならない。

(更新の申請)

第15条 第10条の更新審査の手続きは、次の通りとする。

- (1) 更新を希望する認定事業者は、「更新申請書」を審査機関に提出しなければならない。
- (2) 更新申請は、認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。
- (3) 審査機関は、更新申請を受け付ける。等。

(認定審査料の納付)

第16条 審査を希望する施設及び認定事業者は、認定申請又は更新申請が受理された後、次項に定める審査料等を審査機関の請求に基づき事前に納入しなければならない。

(注1) 第4条（審査機関及び認定制度維持機関の責務）等に関連し、「食の信頼第三者認定制度 委員会運営規則」において、委員会の独立性と公正性については「委員会外部からのあらゆる圧力、干渉を排除し、独立かつ公正な立場で判断し、認定書の交付、一時停止及び取消を決定し、その見直しを行う。」条項を、利益相反の回避については「認定書を取得しようとする法人・企業の利害関係者については、委員会における議決権の行使を認めない。」条項を織り込んでいます。

(注2) 第4条（審査機関及び認定制度維持機関の責務）に関連し、審査機関等が損害賠償の責任を負わない旨を申請者に確認するとともに、下記の文面等を認定維持機関の委員会のHPに公表するなどして、その趣旨を周知する予定です。また、委員会のHPへの掲載内容に関し、メールマガジン配信を用いた周知を予定しております。

(損害賠償) 食の信頼第三者認定制度の認定維持機関及び審査機関は、第三者認定書等に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被認定組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。

参考資料

○農林水産省（FCP）の平成21年度パイロット調査事業時の資料がご覧いただけます。

<http://www.israting.com/news/090701.html>

<http://www.israting.com/news/090925.html>

以上

AAA

事業者の業務内容を信頼確保の観点から客観的に評価し、評価結果をビジネス展開に活かして頂けるサービスを提供します。

地域の企業力強化！

〇〇食品

格付け会社

取引先への信頼向上

食の信頼確保のための成熟度の評価事業
～「格付け」で高め合う、食の信頼！～

●（株）アイ・エス・レーティング

『食の信頼確保に向けた取組の見える化を通じた、ステークホルダーとの建設的な関係構築に向けて』

(2010年2月24日開催)
これまでの取組み参考資料

■実行可能性調査の目的

- 「協働の着眼点」を活用し、食品事業者等の業務を客観的に評価するとともに、その評価結果を食品事業者自らが活用し、販路拡大や資金調達等につなげる機会を創出する仕組みを検討。
- フードチェーン全体を意識し、格付けによる食の信頼確保に向けた取組の“見える化”を図り、ポジティブフィードバックを促すことでステークホルダー(取引先、消費者、金融機関等)との信頼構築を目指した格付けの実証実験。
- 食品事業者間で輻輳した相互の取引確認を、格付けを用いて解消することで、現状、食品事業者各社が負担している調査コスト・工数の効率化を図るなど、社会的なコスト削減にも貢献を視野に検討。

■協働の着眼点の活用

A:客観的な評価基準の作成

○第三者評価機関「食の信頼確保に向けた格付基準審議委員会」を設置し、基準の妥当性を審議。

B:「協働の着眼点」との整合性確保

○「協働の着眼点」の小項目と具体例に基づき、食品事業者のPDCAサイクルと取組度合の対策強度を評価軸にした基準を作成。

C:現地審査と格付け実施

○日本全国の食品事業者9社の本格的な格付け(現地審査を加味)を実施。
○33社の簡易版の格付け(アンケート結果による評価)を実施。

【A:格付基準審議委員会の設置】

(審議委員組織)

- 株式会社伊予銀行
- 株式会社岩手銀行
- 株式会社滋賀銀行
- 株式会社静岡銀行
- 信金中央金庫
- 生活協同組合連合会コープネット事業連合
- 株式会社高島屋
- 株式会社千葉銀行
- 株式会社電通
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 株式会社日清製粉グループ本社
- 株式会社日本経済新聞社
- 株式会社日本政策金融公庫
- 株式会社日本政策投資銀行
- 日本チェーンストア協会
- 株式会社百十四銀行
- 株式会社北洋銀行
- 株式会社みずほコーポレート銀行
- 三井物産株式会社
- 三菱商事株式会社
- 株式会社三菱総合研究所
- 横浜商科大学地域産業研究所

(五十音順/敬称略)

【B:格付定義】

AAA	ベストプラクティスに相当する取組が行われている。
AA	充実した取組が行われている。
A	比較的多くの取組が行われている。
BBB	標準的な取組が行われている。
BB	取組が十分とはいえない。
B	取組が不十分である。
C	(何の取組もない)

Gold Food Communicator

Silver Food Communicator

Bronze Food Communicator

【C:格付結果事例】

S社 [京都府] AAA

優良事業者平均

企業姿勢・コンプライアンス	92	79
社内に関するコミュニケーション	89	
取引先に関するコミュニケーション	89	

I社 [千葉県] AAA

優良事業者平均

企業姿勢・コンプライアンス	9	
社内に関するコミュニケーション	9	
取引先に関するコミュニケーション	7	
お客様に関するコミュニケーション	8	
緊急時に関するコミュニケーション	8	
総合評価	9	

総合評価

石井食品株式会社 (千葉県船橋市)

AAA

ベストプラクティスに相当する取組が行われている

■成果

- 格付基準の妥当性について、審議委員からの幅広い意見を集約、現地審査による実態を踏まえた格付実施を通じ、中堅中小の食品製造事業者を主な対象とした客観性のある格付基準が完成。
- 食品事業者の業務品質に関する格付けは、本邦初であるばかりか世界にも類を見ない取組であり、食の信頼確保に向けた“見える化”手法としての一定の成果。
- 食品事業者を対象にしたアンケート調査等により、第三者評価としての格付けへの期待に加え、格付審査の費用負担に関する要望を把握。
- 課題としては、食品製造事業者以外の業種に関する格付け基準作りなどが挙げられる。